会　議　録

1　会議名

地域協議会会長会議

2　議題（公開・非公開の別）

⑴　議題（公開）

地域自治推進プロジェクトにおける各検討項目の方策案等について

⑵　その他（公開）

3　開催日時

令和７年３月２７日（木）午後３時から午後５時まで

4　開催場所

直江津学びの交流館２階　多目的ホールＡ・Ｂ・Ｃ

5　傍聴人の数

４人

6　非公開の理由

－

7　出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・地域協議会会長（代理出席あり）　２６人

・事務局：石井総合政策部長、田中地域政策監、地域政策課　佐藤課長、白倉副課長、各区総合事務所長（代理出席あり）、各まちづくりセンター所長

8　発言の内容（要旨）

【白倉副課長】

ただいまから、地域協議会会長会議を開催いたします。本日の司会を務めます地域政策課の白倉と申します。よろしくお願いいたします。

まず初めに、資料の確認をお願いいたします。本日お配りした資料は 3 種類となっております。本日の次第、出席者名簿、総務常任委員会資料と書いてある資料の 3 つとなっております。

資料に不足がございましたら挙手をお願いいたします。

それでは、本日の日程についてご説明いたします。次第をご覧ください。

まず、総合政策部長の石井からご挨拶を差し上げた後、2 番の議題として、地域自治推

進プロジェクトにおける各検討項目の方策案等について、お配りした資料に沿ってご説明させていただきます。

説明後、議題に関する質疑及び意見交換を行った後、3番のその他として、本日の議題に関わらず、質疑及び意見交換の時間とさせていただき、終了は午後5時を予定しております。

会議終了後につきましては、外に出て隣の建物となりますハイマートにて、懇親会を予定しております。

では最初に、総合政策部長の石井よりご挨拶申し上げます。

【石井部長】

総合政策部長の石井と申します。本日はお忙しい中、ご出席いただき本当にありがとうございます。また、日頃より地域の課題の解決に向けて、地域協議会委員の皆様と連携しながら、進めていただいていることに改めてお礼を申し上げたいと思います。

次第にもありますとおり、先の総務常任委員会で、我々が考えました方策案をご説明させていただきました。ただ、議員からは、大事な話なのでじっくりと時間をかけて検討する時間をいただきたいという声や、今年度市長選もあるということもありまして、中身の審議には至ることができませんでした。

ただ、我々といたしましては、行政の継続性ということで、この間、自治の更なる高みに向けまして、方策案を練ってまいりました。今回ご説明させていただく方策案につきましては、内容的には良いものというふうに我々は認識しております。

皆様におかれましては、今日の説明をお聞きいただき、まだこれで決まりというわけではなく、叩き台ということで、皆様の意見をいただきながら、もっと良いものにしていきたいと考えておりますので、そういった観点から見ていただければ幸いでございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【白倉副課長】

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。次第の2番、議題、地域自治推進プロジェクトにおける各検討項目の方策案等について、地域政策課長の佐藤からお配りした資料に沿ってご説明させていただきます。

【佐藤課長】

地域政策課長の佐藤と申します。本日はよろしくお願いいたします。地域協議会の会長や代理出席いただいた皆様には日頃から市政の推進にご理解とご協力をいただきお礼

申し上げます。

私の方から、地域自治推進プロジェクトにおける各検討項目の方策案等についてご説明させていただきます。

資料に入る前に、これまでの経過について説明させていただきたいと思います。

地域自治推進プロジェクトにつきましては、令和 4 年度に公表したスケジュールに基づいて、地域自治区の区域、地域協議会、地域の団体、地域自治の活動を活性化するための財源支援の仕組み、総合事務所及びまちづくりセンターという 5 つの検討項目を設定して、地域の皆さんのお考えをお聞きしながら、現状や課題の把握、理想的な姿の考察、それを実現するための方策案の検討を丁寧に進めてきたつもりでございます。

令和 5 年度には、地域の団体の皆様からヒアリングにご協力をいただきまして、当初の目的のとおり現状の把握や課題の整理を行い、上越市における地域自治の理想的な姿の考察と取組の方向性を検討いたしました。

令和 6 年度には、令和 5 年度の検討の結果として、地域自治の理想的な姿と取組の方向性の案を取りまとめて、改めて地域の皆様へのヒアリング等を行ったところでございます。

本日の資料は、このような検討の結果を踏まえて 5 つの検討項目の方策案等をお示しするというものでございます。

部長の挨拶にもございましたとおり、今回お示しする資料はあくまでも現時点で取りまとめたものでございます。令和 7 年度に、市議会を始め各地域協議会を回らせていただき、ご意見をお聞きしたいと考えております。また、住民組織、有識者等との協議を行いながら、今回お示しした方策案の確定と、それに基づく制度設計を進めていきたいと考えております。

資料の 1 ページをご覧ください。地域自治推進プロジェクトの目的と書いてございます。地域住民が安全で安心して快適に暮らすためには、行政による公共サービスに加えて、地域の主体的な取組も重要であることから、地域のことは地域で決めて、地域で実行する、地域自治の仕組みの強化を図るというのが、地域自治推進プロジェクトの目的でございます。

目的を踏まえた検討の視点では、5 つの検討項目について、どのような視点で検討してきたのかということを書かせていただいております。

地域自治区の区域につきましては、地域住民が地域の課題を自分ごととして捉えて共

有・共感できているか。

地域協議会につきましては、地域住民の多様な声を的確に把握できているか、そして地域の課題を的確に設定できているか、その課題の解決に資する取組を実行につなげられているか。

地域の団体につきましては、地域自治区全体の維持・振興について、どのような主体が担えるか、そのような主体に対してどのような支援が必要であるか。

財源支援の仕組みにつきましては、地域の多種多様な個別の課題の解決に資する取組が生み出され実現しているか、それから地域自治区全体の課題の解決に資する取組が生み出され、実現しているか。

総合事務所及びまちづくりセンターについては、地域の団体による各種活動の効果的・効率的な実現を支援する体制となっているか。

主にこのような視点から検討を行ってきたということでございます。

それでは資料の 2 ページに移ります。5 つの検討項目のうちの地域自治区の区域についてです。

理想的な姿は、地域住民が地域の状況を理解し共有することができ、住民同士のつながり、安心感や共感、帰属感があり、相互に協力的な行動ができる身近な地域というふうにしております。

その理想的な姿を実現するための方策案として、この度の提案では、地域自治区の区域については、現行の区域を維持することとしております。その理由として、地域のつながりや一体感、愛着等の観点から、現状維持を肯定する回答が 8 割を超えているという中、現時点において区域を見直す必要はないと整理いたしました。

今後の課題におきましては、将来的に見直しが必要になるという意見もヒアリング・アンケートの結果の中で広く見られておりますので、こういったことを勘案して、地域の実情や住民のニーズ等を踏まえながら、今後必要に応じて地域と行政が一緒になって検討していきたいと考えております。区域については、区域の維持について、良いと思うとおおむねの良いと思うを合わせて 82.0%でありました。理由の上位項目、自由記述の主な意見等の趣旨は記載のとおりでございます。

それでは資料 1 枚をめくりいただきまして、地域協議会でございます。

こちらの理想的な姿は、地域の課題解決に向けて、地域住民の意見を的確に把握して対策を考え、決定し、実行につながるよう働きかけることができる組織というもの掲げ

ております。

それを実現するための方策案として、この度、地域協議会委員の選任方法を団体推薦と公募によることといたしました。その理由といたしましては、地域住民の多様な意見を把握し、課題を的確に捉えた上で、対応策を検討し実行につなげることができるようにするためというふうに書いてございます。

地域協議会に関するヒアリング・アンケート結果の概要について 3 ページから 4 ページにまとめさせていただきました。

まず、一部改善も含めて、団体推薦と公募による選任方法が良いと思うという回答が最も多く、50.9%でございました。理由の上位項目といたしましては、多様な意見が把握できる、実行につなげやすくなるというふうにご理解いただいた回答が多かったということになっております。

また、団体推薦及び公募とする場合に、定数は設けた方が良いと思うかという問いに対しては、良いと思うという回答が最も多く 55.9%となっております。理由の上位項目としては、議論には一定の人数が必要であろうというものでした。

定数について現状のままで良いと思うかという問いに対しては、現状のままで良いと思うという回答が最も多く、主な意見等では、人数が少ないと意見が偏るため、話合いにはある程度の人数が必要であるが現状より多いとまとまらなくなると、今がちょうどだという趣旨のご意見などがございました。

任期については、現在の任期 4 年が適切だと思うという回答が最も多く 48.9%を占めております。理由の上位としては、課題の解決や委員の活動を考慮した場合、一定の時間が必要であるということで、その詳しい中身を見てみますと、自由記述の主な意見等としては、地域の課題を把握して、議論しながら、対策を講じていくためには、4 年の任期が適当である。それから長期的な視点や継続的な検討といった観点から、今の 4 年という任期が適当であるというご意見がございました。

任期数の上限については、設ける必要はないと思うが 44.9%を占めております。理由の上位としては、委員の意思を尊重した方が良い、必要な人材が継続できるし、委員数を確保しやすいといった意見が多くありました。

5 ページに移ります。ここでは実施内容の案とその理由についてまとめております。

委員構成のうち、団体推薦の委員については、地域の状況に応じて、住民組織や町内会等の地域コミュニティを始め、若者、女性、子ども、福祉、農林業や商工業、観光、文化

などの分野の団体を想定しております。その地域の多様な意見を的確に把握するためには、地域にかかわりがあると考えられる多様な分野を網羅する必要があるというふうに考えました。どのように決めるかというと、地域協議会、住民組織、町内会長連絡協議会が候補団体を提案し、総合事務所やまちづくりセンターが精査・決定することを考えております。団体の設立状況や活動状況に応じて、団体数は地域ごとに異なると思いますので、ここはおおむね 10～15 団体の幅で想定しております。

委員構成のうち、公募の委員につきましては、団体数と同数を上限とするというふうに書いてございます。その理由としては、地域住民も参画し、団体だけでの議論にならないようにすることで、一層幅広い意見が得られたり多様な課題を把握したりすることができるようになるというふうに書いております。団体数と同数という理由は、全員がフラットな立場から忌憚のない意見交換を行うことが見込まれるというふうに考えております。公募の委員、団体推薦の委員というふうになったときに、それぞれが同数であることによって、フラットな立場で意見交換ができるのではないかという趣旨でございます。

応募者数が同数を超えた場合につきましては、選任投票ではなく、総合事務所及びまちづくりセンターによる書類審査によって決定するというふうに書いてございます。

定数につきましては、地域の状況に応じて下限を定めるというふうにしております。つまり上限は定めないということになります。また、人口減少等の地域における状況の変化に応じて見直しを行うというふうにしております。これは、地域によって団体の設立状況等が異なる中で、必要な団体が漏れなく地域協議会に関わることができるようにするために上限は設けないけれども、議論には必要最小限の人数が必要だろうということで、下限を定めるというふうに提案させていただいております。

6 ページ目に移ります。任期数につきましては、連続 2 期までとするというふうに書かせていただいております。これは、より多くの地域住民がまちづくりにかかわるようになることを意図するものであるということでございます。アンケート結果を詳しく見ていったところ、制限を設ける必要はないというのは 44.9%でございましたけれども、制限を設けた方が良いという意見も 37.8%ございまして、数字的には拮抗しているという状況にありました。

制限は設けた方が良いと回答された理由としては、回答者もそうですし、有識者の方からも、より多くの地域住民の方が地域協議会に参加できる機会を設けた方が良いという意見や、まちづくりにかかわる人の裾野が広がるといった意見がありました。また、制

限を設ける必要はないと回答された中身も詳しく見ていくと、制限を設けた場合、委員の確保が難しくなることや、議論の継続性が担保されないというご懸念が挙げられておりましたけれども、これは団体推薦を導入することになれば、委員の確保は難しくはなりませんし、議論の継続性もしっかりと担保されることが見込まれることから、連続2期までとするということで、この度は提案させていただいております。

報酬につきましては、現在無報酬ということになっておりますけれども、案では一定額を支給するというふうに書かせていただいております。理由としては、会議への出席に向けた事前準備としての調査・研究や各種会合への参加といった地域協議会委員という身分を持つことに伴う日常的な活動について、年額報酬を支給するということを書いてございます。補足いたしますと、市議会からの提言におきましても、費用弁償の増額という提言が示されております。今回はこのことも踏まえ、検討してきた結果でございます。報酬という表現をしておりますが、費用弁償に相当するものと考えていることから、予算科目上の名称については今後引き続き検討していきたいと考えています。

次に、性別、年齢のバランスに配慮することです。意見を出しやすい環境を整え、女性や若者の意見を把握して、議論に反映させることを意図するものでございます。

地域ビジョンの策定については、地域自治区として目指す姿とその実現に向けた方策を盛り込んだ地域ビジョンを地域協議会が策定するというふうにしております。従来の諮問に対する答申や自主的な審議に係る意見を市長に提出することに加えて、地域の維持・振興に向けて地域の多様な主体が議論を進めていく上で、計画的・総合的に取り組んでいくことができるよう、そのための指針として地域ビジョンを策定することを地域協議会の役割としたいと考えております。

7ページ目に移ります。こちらには有識者からの主な意見等を出させていただいております。団体推薦につきましては、選任投票が行われているケースが実態として少なく、公募公選制の意義が揺らいでいる状況を踏まえて、公募を維持しながらも団体推薦を行うということは合理的であるというご意見をいただいております。定数につきましては、委員数は多過ぎると参加するだけになってしまうということで、そこは今、上限を設けないとしておりますけれども、慎重にということでご意見を賜っております。任期につきましては、地域協議会を通じてまちづくりにかかわる人材を育てていく観点からも4年は長く負担感があるという意見がございました。今、現行どおり4年で提案させていただいておりますけれども、かかわる人材の裾野を広げるという観点からは、もう少し短いスパンで

も良いのではないかというご意見があったということを、ここに書かせていただいております。任期数につきましては、2期とし、より多くの地域住民が地域協議会にかかわるようにした方が良いという意見がございました。

8ページ目の方に報酬についてご意見がございました。報酬を支払う場合、活動への対価とすると、制度設計当初の考え方を大きく変更するものであることを認識する必要があると承知の上で、考え方を整理した上で進めてくださいということでした。ただし、委員として事前準備を行うために必要だという整理は理解するということでした。性別、年齢のバランスにつきましては、これはある有識者から、性別、年齢のバランスへの配慮は、むしろ、ど真ん中に据えて取り組む必要があるのではないかというご意見がありました。地域ビジョンにつきましては、これがあると各区の特徴が見える化され、区を超えた連携・協力につながることが期待できるため、統一的なものである必要はないが、策定した方が良いという意見をいただいております。また、新たに委員になる人も、それを見て議論に入りやすくなるという意見もございました。さらに、地域ビジョンを作る際には、個々の地域の実態を把握した上で、その地域にふさわしい地域ビジョンとする必要があるという意見もいただいております。

9ページ目には、今後の主な検討事項を整理しております。地域の状況を踏まえながら詳細な実施内容の検討を引き続き行っていくとともに、随時必要な見直しを行っていくということを全項目共通として掲げております。二つ目に、任期数については、制限を設けることに対して、本人の意思に委ねるべき、意欲ある人材の再任が妨げられてもったいないといった意見が多数あったことを踏まえて、運用上の工夫について検討していく必要があるということで、検討事項の中に位置づけております。報酬につきましては、適切な金額について検討するということでここに書かせていただいております。

10ページ目の地域の団体の方に進めさせていただきます。

地域自治区単位での公益的な活動について、自ら企画・実施するとともに、市の委託事業も含めて、各種団体との連携・協力を通じて、自主的・持続的に取り組むことができる団体ということです。組織の状況がそれぞれ異なるということを確認させていただいたことを踏まえ、各住民組織の実情に応じて人材面、資金面など様々な側面から各種支援策を検討し、それらを総合的に実施していくという方策案をまとめております。理由といたしましては、小規模化・高齢化により町内会活動の維持も困難になりつつある中で、区内全域で公益的な活動を行っていて、将来的には集落機能を補完する役割も期待され

る住民組織の安定的・継続的な活動の確保に向けて支援を行うものというふうにしております。

ヒアリング・アンケートの結果、小規模・高齢化により集落単位、町内会単位で取り組むことが困難となった活動があり、それらについて自治区単位で取り組む仕組みが必要という意見がございました。また、町内会が弱ってきた際に、代替するべき集落機能を補完するような組織が必要といった意見が複数ございました。こういったことを踏まえて、現時点で地域の公共的な活動を行う住民組織への支援を通じて、住民組織が自治区単位での公益的な活動に取り組みますとともに、いずれ集落の機能低下を補完するような役割も担っていただくということです。

ヒアリング・アンケート結果の概要につきましては、記載の通りでございますけれども、組織運営面での課題や困りごとについては、あるという回答が 69.2%にも上っているという状況です。理由の上位といたしましては、人材面の課題、資金面の課題、運営面の課題とございまして、その内訳を見ますと、人口減少や高齢化等により、様々な面で人材の確保が非常に厳しいという意見が多くありました。また、世帯数の減少によって会費が集めにくくなっているということで活動資金の不足、中には基金が数年で枯渇するというような回答もありました。

市に期待する支援策については、あるという回答が 76.0%に上っています。理由の上位としては、資金面の支援、人材面の支援、外部の専門家による助言がございますけれども、資金面といたしましては、まずは住民組織の事務局体制の強化に向けた人件費の補助や運営費の支援、車両、印刷機、コピー機などの備品購入費の補助というふうに回答していただいております。人材面については、集落づくり推進員や地域おこし協力隊といった地域づくりにある程度知見のある職員や、行政経験者の配置による事務局体制の強化、総合事務所及びまちづくりセンターのかかわりの強化といった人材面の支援というものが求められているというふうに認識させていただいたところでございます。

12 ページのところで、具体的な実施内容を整理させていただいております。住民組織ごとに問題点や課題等を洗い出した上で、必要な支援策に的確につなぐということを書いております。住民組織ごとに実態が様々あるということを承知しておりますので、単に新しい制度や既存の制度を紹介するだけではなく、組織の実態を踏まえた上で、ふさわしい的確な支援につなげていくということを前提としているものです。人的支援については、住民組織の活動の継続性を確保するために、全ての住民組織を対象に必要な人

材を配置するということを考えております。必要な人材というのは、住民組織の業務はもとより地域全体の維持・振興に寄与することが見込まれる適切な人材が配置されるように支援するというふうに考えております。特別交付税措置を活用と書いておりますけれども、人材にかかる経費については、国からの特別交付税措置が見込まれますので、そういった有利な財源を活用しながら住民組織の中に必要な人材を配置することを掲げております。2つ目は、総合事務所及びまちづくりセンターのかかわりの強化です。日頃から情報共有や定期的な打合せ、活動の広報等の支援など、総合事務所及びまちづくりセンターにおいて一定程度させていただいているかと思いますけれども、そこをさらにきめ細かく伴走型支援を行っていきたいということで書いております。資金支援については、活動に必要な備品購入費の補助ということを打ち出しております。こちらも、住民組織の活動の継続性を確保するとともに、サービスの提供に必要な環境を整えるための支援といたしまして、活動に必要な備品の更新や購入に要する経費を対象に補助するということを考えております。

13ページ目になります。アドバイス等の支援を考えております。こちらは経営相談の実施といたしまして、資金面や事業運営面での課題の解決支援ということを考えております。事業のやり方がうまくいかないことやお金の使い方が難しいといったところに行政の立場や専門的な立場で経営相談のようなことを行いながら、事業の実施方法やお金の使い方を見直す余地がないかどうか、そこに関わってまいりたいということでございます。また、中間支援の強化であります。こちらは各種分野で広域的に活動する団体による支援、団体相互の情報交換や交流の場づくり、地域の担い手となるリーダー育成研修などと書いております。地縁に基づかない、例えば子育てに関係する団体など専門的な活動に取り組まれている団体の力も、地域における活動にうまくつなげていけるように、団体と団体の間に中間支援のような形で入り込んでいく方法を考えていきたいということで考えております。また、合併前上越市の15区における活動拠点としての地区公民館等の既存施設の活用支援とあります。これは現在も行われておりますけれども、地区公民館等の地域利用に際して、引き続き使用料の減免により支援するということを書いております。

14ページの有識者からの主な意見ですが、人的支援につきましては、30歳から40歳代の人たちが住民組織に入りやすい環境を作る必要があるというご意見がありました。世代交代を促していくことで、将来にわたって持続的に運営していくことができるとい

う視点からのご意見であったと認識しております。今回住民組織に必要な人材を配置するという提案に関しては、一番の課題である人材不足を直接的にカバーできるのは非常に良い考え方であるというふうに意見をいただいております。アドバイス等の支援については、2つ目で、住民組織が何に困っているのか丁寧な聞き取りを通じて実態をきちんと把握した上で支援につなげていくという形にすべきだという意見をいただいたところでございます。

今後の主な検討事項のところは、住民組織や地域自治区で公益的な活動を担いうる主体の実態等の精査を行うと書いてございますけれども、これは令和7年度に改めて地域に入らせていただき、ヒアリング等を行う中で、個々の住民組織の実態についてさらに把握を図りたいと考えております。

続いて15ページ目の地域自治の活動を活性化するための財源支援の仕組みです。理想的な姿といたしましては、各地域における地域課題の解決や維持・活性化に寄与するための財源支援の仕組みということです。これを実現するための方策案として2案書かせていただいております。1つ目は、地域自治区単位で事業を決めて実行につなげる際の財源支援の仕組みを新たに創設するもの。もう一つが、あわせて各種団体が行うような多様な市民活動を支援するための公募型補助制度も新たに創設するというふうに考えております。理由・目的といたしましては、地域が主体的に検討・決定した地域課題の解決策等を柔軟に実行につなげるほか、既存の市民活動の継続も考慮して2つの方策案を併用するということで考えております。

ヒアリング・アンケート結果の概要といたしましては、地域自治区単位で予算の使い道を決めて実行につなげる制度の創設についてお聞きしたところ、創設を求める意見が最も多く、39.3%でした。これによって、地域全体で主体的に考えて取り組めることを期待する声が理由の上位に上がったという状況であります。自由記述の主な意見等に書いてございますのは、地域協議会や地域の団体、それから行政もかかわり合いながら、地域の課題解決に向けた取組を実行に移せるということと、各種団体が行う小規模な市民活動が阻害されないように配慮してほしいという声もしっかりと受け止めております。地域自治区単位で予算の使い道を決めて実行につなげる制度の実施方法についてお尋ねしたところ、上位では、地域協議会や町内会長連絡協議会などの地域が決めるが20.1%で最も多かったという状況でございます。この中で、自由記述の主な意見等といたしましては、人口規模や団体数等を考慮した予算枠、いわゆる枠配分のような形を設けるという

声も一定数ございました。一方で、予算ありきで使い道を決めるのではなく、活動ありきで予算を付ける方が地域や団体の自主性を尊重することになるという意見もございました。

16 ページに移りまして、地域独自の予算事業の改善による支援の継続を求める声も19.4%と 2 割弱いただいております。理由の上位としては、現状の制度で問題ない、きめ細やかな制度であるという評価もいただいたところでございます。こちらも自由記述の主な意見等のところで、地域自治区単位で仮に事業を決めるといった場合に、これまでの小規模な団体や活動内容が取り上げられなくなる恐れがあるということで今の地域独自の予算事業を推すという意見が見られたところでございます。地域独自の予算事業で改善してほしいことは何かという問いに対しましては、補助率の見直し、対象経費の拡大、提案期限の延長ということが上位に上がっております。主な意見として、補助率は下げないでほしい、全額補助としてほしい、提案期限が早過ぎる、備品購入を対象としてほしい等の意見を承っております。そして、この新しい財源支援の仕組みと地域独自の予算事業の両方の制度を活用してはどうかという声も、19.0%と一定数の回答があったところです。理由の上位としては、それぞれに長所短所があるのではないかということです。自由記述を見ると、市民活動団体が行う小規模な活動と大規模な事業やプロジェクトなど、両方の制度を使い分けられるようになると良いのではないか、また、既存の団体による継続的な活動への支援と地域自治区単位の課題解決に向けた事業の両方に活用できるようになることから、両方の制度を活用した方が良いのではないかという意見でございました。

17 ページに入らせていただきます。地域自治の活動を活性化するための財源支援の仕組みの実施内容案といたしまして、2 つあった方策案のうちの 1 つ目でございます。こちらは、見直し後の地域協議会が総合事務所及びまちづくりセンターと連携・協力しながら、地域ビジョンに基づき地域課題の解決等に資する事業の企画立案、予算の精査、実施主体の調整等を行った上で事業を実施するというものです。新しい地域協議会が、総合事務所及びまちづくりセンターと連携しながら、地域ビジョンに基づき、地域においてどのような活動を行っていくかということを一緒になって考えながら、それを予算化して事業の実施につなげていくという趣旨でございます。一定の予算額を定めて、その範囲内で各地域自治区の事業及び予算を積み上げて執行する総枠予算方式、積上げ方式とするということにしております。執行に当たって補助金として交付する場合には、補助

率は設けないというふうに考えております。いわゆる枠配分ということではなく、その地域の活動に必要な予算を積み上げて予算要求し、事業の実施につなげていくということを、ここでは積み上げ方式という言葉で表現させていただいております。

これについて有識者からの主な意見等は18ページになります。地域ビジョンを決めて、それに基づいてどのような事業が必要か議論することができるようになれば地域協議会の本来の役割をより果たせるようになるのではないかというご意見や、必要な事業について議論した上で必要な予算を付けて実行するという感覚が一般的ではないかというご意見、地域ビジョンに基づき検討した事業を実施するためにはこれだけの予算が必要である、ということであり、あらかじめ配分された額をいかに使うかということではないというご意見がございました。また、枠配分ではなく必要な額を積み上げる方式が良いという意見が、市役所の中でも、また有識者の意見でも大半を占めているということでございます。また、方策案②とのセットという考え方は良いというご意見をいただいたところでございます。

それでは19ページの方策案②についてご説明いたします。補助対象事業は方策案①を使わないソフト事業を対象とし、一定の補助額の上限を定める。ただし、補助率は設けない。市が直接執行する事業は対象としない。完全に補助金ということです。区単位で活動していない団体も対象とするというふうに考えております。地域政策課に一括予算計上しますので、申請の都度、交付決定を行うというようなイメージでおります。提案団体は総合事務所又はまちづくりセンターと一緒に企画を練り上げることとしております。この部分は地域独自の予算事業と同じ考え方を取り入れてまいりたいと考えております。地域政策課に一括予算計上し、申請の都度、交付決定しますので、期限も比較的フリーになるということで、これまで指摘されている部分のクリアに向けてこのような方策案を検討したところでございます。理由のところを少し触れさせていただきます。方策案①によって地域ビジョンに基づく事業の企画・立案等が地域協議会という場で行われるようになっていくと、地域ビジョンに載っていない個々の団体の取組が対象とならないような場合も想定されたことから、このような市民活動も併せて促進していくために方策案①を補完するような意味合いで、もう一つの方策案を設けようと考えたところです。市民活動を広く支援するという観点から、区単位ではなく専門的な分野において広域的に活動するような団体の活動も対象とするよう今考えているところでございます。

有識者からの主な意見等につきましては、補助率を設けず青天井ということになると

とんでもないことになってしまいますので、一定の補助額の上限を定める必要があると考えたときに、市としてどのような事業を期待し、対象とするのかということを想定した中で、相場感をもって判断していくのが良いのではないかというようなご示唆がございました。また、例えば事業の性質に応じて上限額を設定するという考え方もあり得るのではないかという意見もございました。スタートアップを手厚くすることや、事業の経過年数に応じて補助金額を減らしていくという方法も考えられるというご意見もありました。最後のところには、複数年にわたりお金があるということは団体にとって望ましいことかもしれないが、その一方で団体が自立できなくなってしまうという見方も必要ではないかということでご意見をいただいております。

以上の財源支援の仕組みにつきまして、20 ページに今後の主な検討事項としてまとめております。ここに書いてあるとおり、予算規模、対象事業、対象経費等の細かいところは、これからの検討の中で皆さんとしっかり議論しながら決めてまいりたいと考えております。方策案②につきましては地域政策課に一括計上をして、申請の都度、決定したいと考えておりますけれども、方策案①につきましては、提案があった年度に実施できるようにするか、あるいは翌年度の予算に要求して、翌年度に事業実施するような形にするのか、事業実施のタイミングについて、それぞれのメリット、デメリットを明らかにした上で、市の財政負担という視点も踏まえながら最適な方法を比較検討していくということで書かせていただいております。方策案②の上限額についてもこれからの検討ということになりますので、よろしくお願いしたいと思います。

総合事務所及びまちづくりセンターについてご説明させてください。

こちらについては、理想的な姿として、総合事務所まちづくりセンターの職員も地域の一員として連携し、コミュニケーションが図られ、地域の団体等が、考え、決め、実行することを支援する組織というふうに書いております。

方策案としては、地域の団体等とかかわる機会を十分に確保するとともに、地域課題の解決に向けて適切な支援を行うことができるよう体制の強化を図ることを考えております。その理由といたしましては、総合事務所及びまちづくりセンターについては、地域協議会等の他の検討項目の在り方に応じて必要な体制を整えていくこととしている中、現時点においては、地域とのかかわりを強化しながら職員が地域とともに地域課題の解決に取り組むための方策を講じるものです。総合事務所及びまちづくりセンターの在り方につきましては、地域協議会の在り方や財源支援の仕組みなどの各検討項目の行く末

に応じて、それができうるような体制を整備していくという考え方になります。ただ、今回のヒアリング・アンケートの結果では、総合事務所及びまちづくりセンターにもう少し地域とかかわりを強めてもらいたいという声がありましたので、今できる方策として何があるのかということを現時点で考えさせていただいたということでございます。

21 ページのヒアリング・アンケート結果の概要のところで、自由記述の主な意見等として、総合事務所及びまちづくりセンターを評価する意見もたくさんいただいておりますけれども、そこに着目するのではなくて、厳しい意見もあったということで、ここに書いております。地域での自治を維持していく上で、総合事務所やまちづくりセンターは重要な役割を担っている。地域を活性化するための情報提供やアドバイス等を積極的に行ってほしい。地域に出向いて住民の話を聞く人を増やしてほしいというような意見がありました。

そういったことも踏まえまして、22 ページの実施内容のところで今回の提案を書いてございます。集落づくり推進員の配置拡充ということでございます。現在、大潟区、頸城区、三和区、それから概ね合併前上越市の区域を除く各区には、集落づくり推進員を配置しております。主に中山間地域の集落に入っていって困りごとを把握し、その解決に向けて関係各課、機関につないだり、前向きな取組に対して助言したりする取組を行っておりますが、今回、今まで集落づくり推進員を配置していなかった大潟区、頸城区、三和区にも 1 人ずつ配置したいと考えております。加えて、合併前上越市の 15 区につきましても、15 区に 1 人ずつというのは難しいかもしれませんので、必要な人数を配置して、地域自治区ごとに窓口となる人を設置することを考えております。集落づくり推進員が地域に出ていって、地域の団体や町内会長さんとお会いする中で様々な課題やホットな情報などをお聞かせいただく機会を設けたいということで、そのような人員の配置について提案させていただいております。もともと集落づくり推進員を配置しているところは、基本的には高齢化が進んでいる集落がターゲットでしたが、今回その役割自体を見直して、中山間地域の高齢化している集落だけでなく、もう少し広域的に、かつ市民活動に取り組む様々な団体も対象にしながら、様々なご意見をお聞きし、地域の状況を把握することに努めていきたいということで、今回この人員の配置についてご提案させていただいております。2 つ目の総合事務所及びまちづくりセンターのかかわりの強化は、12 ページの再掲でございます。また、組織や人とのつながりがある公民館主事との連携の強化については、とりわけ合併前上越市にはコミュニティプラザがございませんが、そ

れぞれに地区公民館があり、地域の皆さんや団体とのかかわりやネットワークもありますし、地域に対する理解も深いということで、そういう人材に総合事務所及びまちづくりセンターの職員がもっと近づき、情報共有することをしっかりやっていこうということで、ここに書かせていただいております。

総合事務所及びまちづくりセンターの検討事項については、先ほど申し上げたとおり、他の検討項目の行く末に応じてそれができうるような体制を検討していくということを今後の検討事項とさせていただいております。

それでは最後に主なスケジュールについてご説明させていただきます。

区域につきましては、現状維持とさせていただくということを想定しておりますので、区域以外の 4 つの検討項目について横軸に書かせていただいております。

令和 7 年度を縦にご覧いただきますと、この令和 7 年度はこの方策案をまず確定させながら、制度設計に至るというところが中心と考えております。そのために、議会を始め、地域協議会や住民組織、有識者等との協議をこれからも継続的にやっていきたいと考えております。

令和 7 年度のところに条例改正案作成とあって、もしこの提案をそのとおりやり遂げようとすると条例改正が必要となることから書かせていいただいておりますが、令和 7 年度に条例が改正されると読み違えることのないようお願いしたいと思います。また、現在の地域協議会委員の皆さんの任期の満了が令和 10 年 4 月になりますので、仮に令和 10 年 4 月の新制度に基づく委員選任を区切りといたしますと、それまでの 2 か年度で点線に囲った手続きをやらなければならないということを、今分かる範囲で洗い出したところです。令和 8 年度の下に地域協議会諮問・答申ありますけれども、これは 2 か年度の中でこのことをやらなければならないということです。

地域独自の予算事業につきましては、新制度が施行されるまでの間、現行制度を据え置くというふうに考えさせていただいております。地域独自の予算事業の取扱いにつきましては、この度の 3 月議会の安田議員からの一般質に市長、部長から答弁をさせていただいております。総合事務所及びまちづくりセンターが新規の相談や提案を受け付けてきた中では、補助率の上限が 7 割では取組が実施できないといった声はほとんどなかったところですが、今後地域に入らせていただいて、新制度に移行するまでの 3 か年度の間でも、やはり変えるべきところは変えていこうという話になれば、そういった議論の状況に応じて必要な対応について検討していくということは答弁の中でもお答えして

おりますので、地域に入った中で皆さんのご意見も聞かせていただきたいというふうに考えております。

地域の団体と、総合事務所及びまちづくりセンターにつきましては、検討がある程度早まれば、その検討状況に応じて早めに予算要求、事業実施というところを皆さんの相互理解の上で進めていきたいと考えております。

地域の団体については、資金面や人材面の支援などがそれぞれの住民組織で求められている実態がある中で、それに早く手が打てるようであれば着手していきたいということで書かせていただいております。

冒頭にも申し上げましたけれども、令和 7 年度は、この原案をもとに、地域協議会を始め、住民組織・有識者・審議会等の協議を行いながら、方策案の確定、制度設計を進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

大変長くなりましたけれども、説明は以上となります。

（休憩）

【白倉副課長】

これからご質問、ご意見をいただく時間とさせていただきたいと思います。

本日の終了時刻につきましては､その他も含めて午後5時の終了を予定しております。できるだけ多くの皆様からご発言をいただきたいと思いますので、ご発言の際は簡潔にお願いできればと考えております。では初めに、地域自治推進プロジェクトについて、今ほど説明した内容についての質問を受け付けたいと思います。

係の者がマイクをお持ちいたしますので、ご質問される方は、挙手をお願いいたします。

【直江津区　磯田会長】

この後の質疑応答と、意見交換のやり方を少し整理した方がいいのではないでしょうか。時間もないことですし、話題が行ったり来たりすると、散らかってしまう可能性もあるので､5 つの検討項目について、それぞれ時間を区切って質疑応答してはどうでしょうか。

【白倉副課長】

今ほど、磯田会長からご提案がありましたが、いかがでしょうか。

【柿崎区　吉井会長】

5つの検討項目の中で、課題が多いものと、少ないものがあると思います。課題が一番多いものから、質問させてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。地域自治区の区域がどうなのか、といったことよりも、今一番心配しているのは、地域独自の予算事業の補助率などであり、現在の地域独自の予算事業の制度を変えてほしいと考えています。今ほどの説明だと、新しい委員が選出されるまでの3年間は、現在の制度を継続するとのことですが、令和8年度から変えていただきたいということを、切にお願いしたい。本日はこのことについて、意見を聞きたいと思って来たが、他の区では困っている問題はないでしょうか。

【吉川区　山岸会長】

前回のファシリテーション研修会の意見交換の際は、1つの質問に対して5分ほど説明をいただいていたが、本日は簡潔に回答をお願いします。28人それぞれの考えがあるので、全員が発言できるくらい時間が欲しいのですが、こうしている間も、時間が減っています。

地域協議会制度の提案をいただいていますが、定員が割れる、立候補者が少ない、といった課題を含めて、我々自身がまず、地域協議会を今後どのように維持していくか、話し合う時間をいただきたいと思います。その上で、皆さんと擦り合わせがあって然るべきだと思います。我々も、今回の提案を見て、議論しなければならないと思いますが、今のところ、委員同士がこの課題について一切議論しておらず、それは問題だと思います。

【白倉副課長】

いろいろご意見いただいていますが、フリーでご意見がある方にご質問をいただくという形でいかがでしょうか。

【新道区　船﨑会長】

本日は地域協議会の会長が全員揃われていますが、その地区によってそれぞれ考え方が異なると思います。先ほど、地域独自の予算事業を変えてほしいという話がありましたが、私はそんな話よりも、今後地域協議会がどうなっていくのか、どのようにして地域協議会を運営していくのかをお聞きしたいです。

新道地区のことで一つだけ述べると、この前、市から、旧観光物産センターが健康診断・人間ドック事業所に変わると説明があったが、決まったことなので、それに対して一切回答はできないとのことであり、地域のことを蔑ろにされている、地域の考え方が全く反映されていないと感じました。これで地域協議会と言えるのでしょうか。

今から二十数年前、地域独自というのが国から示されて、それに沿って大合併が行われました。合併前の旧町村は、もともと町村でやっていた事業を、そのまま継続してやっているが、合併前の旧上越市では、今までそんなものがなかったのに、それをやってくれと言われても、困る。特に合併前の旧上越市では、北部、中部、南部、この 3 つのまちづくりセンターが複数の区を所管しており、合併前の旧町村とは全く違う環境であり、このような点について、市はどういう考えであるのか、お聞きしたいです。

【中郷区　竹内会長】

冒頭に磯田さんからよい提案がありましたが、前回の意見交換会と同じ雰囲気になりつつあります。会長の皆さんと、意見交換をすることも大事だと思いますが、本日は、陳情や苦情は控えるべきではないでしょうか。

こうしている間にも、もうじき懇親会の時間になってしまうので、場の空気を読んで、できれば一人一言、一問一答ぐらいで、手短にお願いします。

【三和区　髙橋会長】

説明頂いた提案については、概ねよかったと感じています。20 年をかけてこのような制度になり、これは一つの時代の流れだなと思います。そして今、三和区では定員 14 名のうち女性が 4 名であり、非常に議論が活発であり、副会長も女性の方にやっていただいています。

数値化するのは難しいかもしれないけれども、思い切って、概ね女性枠 50%を目指したいとか、そんな文言を入れていただければ、この制度改革の意義があるのではないかと思うので、検討をお願いします。

【安塚区　吉野会長】

2 点だけ、基本的なことをお尋ねします。今の公募公選制を条例改正して、公募と推薦という形をとるという方策が案として出ていますが、地域協議会は、公選制があるからこそ、区の意思決定機関としての担保を持っており、団体の推薦と公募ということになれば、意思決定という担保はどこでどのように取るでしょうか。諮問事項に対する答申や自主的審議事項として意見を提案することができるという任務があるのに、それが区の意思として反映されないということになると、大変なことになったと心配しています。

もう一点、半数公募、半数推薦という枠組みが方策として出ていますが、地域のために頑張ろうという方が手を挙げているのに、人権という観点から言ってもおかしいという問題があり、それは任期数を連続 2 期までとするという点とも関連しており、回答をお

願いします。

【白倉副課長】

ご質問をいただいたので、ご質問に対して一度回答させていただいてもよろしいでしょうか。

【田中地域政策監】

今ほど2点ご質問いただきました、ありがとうございます。

そのようなご意見がアンケートでも当然ありましたし、先ほど山岸さんからもお話がありましたけれども、今まで地域協議会委員個人皆さんのご意見だけを把握してまいりましたが、今後、地域協議会で議題として取り上げていただいて、意見を交わす中で、今ほどの、公選制を遵守するという考え方も出てまいると思います。公選制を取らないという方策案に対して、吉野さんにご発言いただき、それに対して他の委員さんが、意見を交わして、議論が深まることを期待しています。

市としましては、自治法上、地域協議会の目的としては、地域の代表性については一言も触れておらず、あくまでも多様な地域の意見を市政に反映するということが、協議会の目的だということが書かれております。

実態として、他の自治体では、公募公選制ではなく、国が想定している諸団体を構成員とし、一部を公募とする手法をとっており、多様な意見を把握するという法の趣旨に沿った運営をされていると理解しており、我々が検討した結果、同じような方策案になりました。

代表性をどこまで担保するかということについては、今、公選という仕組みでそれを担保しようとしているけれども、例えば、団体を選ぶというところで、主たる団体がたくさん入ってきて、加えて相当人数の意欲のある方々が手を上げてきた場合に、委員構成を地域住民の方が見たときに、我々の代表だと思ってもらえる構成になれば、事実的に代表制になるものがある程度担保されるのではないかと、期待をして、今回の提案をさせていただきました。

各地域協議会で様々な議論があるかと思いますので、その議論の動向等も見据え、必要な検討を加えていきたいというところが、今時点での考えでございます。

公募の委員数につきましても、同じような考え方で、団体数と同数を上限としましたが、もっと多い方がよいという考えもありますし、他市の審議会だと一般的に、2、3人ですが、どのような体制がよいのかということも、今後、この提案を踏まえて議論されて

いく中で、見えてくると認識しております。

【大潟区　土屋会長】

私は、意見と提案だけにします。まず、24 ページにスケジュールを示していただきありがとうございます。ただ、これよりも細かいものが必要と考えています。例えば、令和 7 年度の地域協議会への説明は、6 月までに終わらせ、その後、市民に対して、聞き取りも含めた市民全体への説明、ないしは意見聴取を 9 月までに行い、その上で、条例改正については、運営に関する条例の制定が必要だと思います。

何が問題かというと、何も決まりごとがない中で、このような事務局の提案が出ていることです。ですから、こういったものは、条例にしてしまえばよいのではないでしょうか。そうすれば、議員もはっきりと、どこを変えるべきと言うことができます。集落づくり推進員は、会計年度任用職員で、どんどん変わっていきます。こういったものをいきなり出されて、そういう役割をやれというのは、私は無理だと思っています。そういった意味で、委員 380 人の意見ではなくて、市民 18 万人、他の市外の関係者を含めて、9 月までには、市民への説明会をすべきと、私は思っております。

2 点目の意見です。地域ビジョンという言葉がありますが、中身がありません。総合計画との関係はどうなりますか。私は、作ろうと思えば、この 8 年度、9 年度待たず作ってしまいますが、それがどのような位置づけになるのか、はっきりさせていただき、6 月までに説明をお願いしたいと思います。

【新道区　船﨑会長】

総合計画との関わりもありますが、人員のことについてですね、子育て世代や、主婦、若者などの多種多様なところから委員を構成するということですが、新道地区の場合は、火曜日の夜 6 時から会議を行っているため、若い方を入れた場合には、平日よりも土日に開催した方がよいのではと思います。市職員の方は、土日が休みですので、事前に、市職員の方と打ち合わせをして、地域協議会委員のみで土日に会議を開いた方が、より多くの幅広い人材を確保できるのではないかというふうに私は思いますけれども、いかがでしょうか。

【佐藤課長】

おそらく、そのように工夫されている地域協議会があるものと思います。例えば、今の委員のメンバーであれば、平日の日中の方がいいという場合には、日中に開催されている場合もありますし、お勤めされている方に配慮して、夕方や夜間に開催されている場

合もあります。そこに平日と休日の区分はありますが、市職員は、必要に応じて時間外勤務することも可能です。

【新道区　船﨑会長】

私がお聞きしたいのは、協議会の委員だけで開催することはできるのかということです。

【田中地域政策監】

現在は、総合事務所が事務局を担っているという実態です。この場で即決できず、恐縮ですが、今後、ニーズがあれば、そのような方法が可能かどうかというのは、検討してまいりたいと思います。

【名立区　二宮副会長】

確認ですが、任期数を連続 2 期までとする場合に、私は現在 3 期目なので次はなれないと思いますが、例えば 1 期休んで、その次はまた立候補ができるのでしょうか。

【佐藤課長】

原則 2 期としているのは、まさにそういう意味合いであり、厳格に 2 期までとしてしまうと、再任を妨げてしまうということになりますので、基本は 2 期までとする一方で、地域、まちづくりに関わる人の裾野を広げていくことを追求しつつ、人材不足に一定の配慮することを考えています。

【板倉区　小林会長】

具体的な方策については、個人的には方向性がある程度見えてきたのかなというふうには思っています。問題は、これから市長が変われば考え方が変わるでしょうし、早期に、具現化できるように取り組んでいただきたいです。各層のご意見を頂戴しながら、ここに向かって進めていただきたいなと思います。

委員の公募ですが、昨年の改選時に充足率が 6 割にとどまった総括としては、運営に対するやりがい、達成感といったモチベーションの維持に対する部分が分かりづらいことに起因していると考えます。それがどこに反映してきているのか、ちょっと分かりづらいと思います。先ほど意見がありましたけども、運営ルールなどで、皆さんと会長同士の前向きな質疑応答が必要かなというふうには思っておりました。

もう一つ、集落づくり推進員ですね。板倉区では 1 名活動しているが、聞くところによると、町内会長との関係もあって、大変負担感が大きいという話を聞きます。単に人数だけ増やして配置するだけではなく、何か仕組みが必要ではないか、行政のバックアッ

プとか、ちゃんとした仕組みが必要ではないかなと思いますので、現職の人と十分に協議をしていただきたいと思います。

【佐藤課長】

集落づくり推進員につきましては、活躍いただいていますが、一定の年数が経過し、どちらかというと個人の資質や知見に頼りきりになっている部分もあったという課題認識を持っております。ついては、プロジェクトの有無に関わらず、集落づくり推進員の担当する業務について棚下ろしし、整理した中で、その負担感にも配慮し、やるべきことを明確にして、業務を遂行できるようにする必要があると認識しています。

公募公選制度への評価といたしましては、一定の世代交代や委員の入れ替わりが見られましたが、女性や若者の委員は、全体の 2 割程度にとどまり、依然として低い水準になったと考えています。応募者も、これまでの過去最少となる 233 人ということで、底を打ったというような状況もございます。その背景としては、地域協議会そのものに向き合うモチベーションの問題も、確かにあったというふうに考えております。

ですから、自主的な審議が実行に繋がっていくという道筋をつけることによって、ますます皆さんの議論が展開されて、それが現に地域に形となって現れていくというところを模索した結果、地域協議会と財源支援の仕組みをセットで考えてまいりましたところです。今回の取組を具現化させることによって、地域協議会が前向きに議論を進めていけるようになると考えており、その点についてご理解いただきたいと思います。

【三郷区　保坂会長】

当地区では、委員 12 人のうち、女性と男性がそれぞれ 6 名、年齢層も 30 代の人からという形で、今までと雰囲気も変わり、様々な形の意見が出てきて、すごくいいなと思っています。三和区高橋会長のお話の通り、ぜひ女性枠を設けていただきたいです。

また、地域ビジョンという言葉が出ていますが、前期の地域協議会で、各区がとても時間をかけて、地域活性化のための施策を話し合いました。

今期も、最初にスタートする時に、前期の委員がこんな思いでこれを立てたということを、とても丁寧に説明をし、そこから自主的審議事項を考えてきました。そうしたときに、各地域協議会が新たに地域ビジョンの策定に取り組むということであれば、議論のための議論になってしまうのではないでしょうか。地域活性化のための施策に付け加えるというような形であれば、新しい目でどのように地域を見ていくのか、考えることができますが、言葉遊びをしているように感じています。

【石井部長】

言葉遊びということに関しましては申し訳ございません。全く別物のものを新たに作っていくという思いではなく、地域活性化の方向性を磨き上げていただく、ベースにしていただくことを考えております。

また、先ほどの質問に戻りますが、やりがいという観点に関しまして、我々事務局といたしまして、今回の方策案は、その点は配慮できたのではないかと思います。

現行の地域独自の予算事業の負担率という点で、非常に多くの意見いただいておりますので、今回はそういった補助率は設けず、皆さんが地域ビジョンに沿って、どのようなものが本当に地域に必要な事業なのか、積み上げ方式で挙げていただき、支援させていただきたいという思いからになります。

そうしますと、地域の皆さんにとって、そのビジョンに沿って挙げた事業が、実際に予算化されて、自分たちの手で進められるという達成感に繋がってくると思いますので、そういった器を用意することが、我々の仕事というふうに考えております。

その一例として、多様な意見を吸い上げるために、団体推薦と公募という枠を用意させていただくことを考え、今回の方策案をまとめさせていただきました。

皆さんが考えていらっしゃる、やりがいといった観点にも、十分配慮はしているつもりではおりますので、気持ちとしては汲んでいただければと思っております。

【直江津区　磯田会長】

今の関連で地域計画、地域ビジョンという言葉がありますが、先ほど三郷区の保坂会長がおっしゃったように、これまで、我々が一生懸命検討してきた地域活性化の方向性があります。

それをさらにブラッシュアップする、あるいはより具体的な課題解決の手法や地域の他の団体との連携を図りながら、それを解決していくことを盛り込んだ計画だとすれば、ある種のプロパーなり、専門的な方の補助なりが必要だと思います。

各地区が作り上げる地域ビジョンに第 7 次総合計画に合致しないことまで、掲げてしまうと、市の総合計画と地域のビジョンが別々の方向を向かっているというわけにもいかないですから、当然、市の全体像の中に落とし込んでいく、あるいはそこに担保されていくものでなければ、意味がないと思います。

そのような中で、市議会の所管事務調査の中では、地域ビジョンは総合計画に合致するような計画ではないというようなお話もあったと聞いています。

ビジョン作ると言っていても、どの程度のことを我々がやっていかなければならないのか、そしてそれを作っていく能力なり、それを支援していく仕組みがあるのかどうかといった点が、ブラックボックスになっていてよく分からないので、今後、ビジョンを作っていくビジョンを示してもらいたいと思っております。

【石井部長】

方向性だけ間違えないように発言をさせてください。皆さん今おっしゃっているのは行政が作るような計画をイメージされているかと思いますけれども、この地域ビジョンというのは、そういった整備計画的なものではなく、今ある地域活性化の方向性について、地域の方が意見を出し合って、ボトムアップさせるような計画です。なので、総合計画とか、整備事業的な、事細かに専門性の入ったような計画というは、考えてはおりませんので、そういった観点でご理解いただければと思います。

【田中地域政策監】

直江津区の磯田会長からのご意見をいただきましたし、同じような話題が、また地域協議会の議論の中で出てくるかもしれませんので、参考とさせていただく必要があると感じました。いわゆる計画という、目的、目標、事業、財源、体制、スケジュールといった細かさは、想定していませんでしたが、例えば、我々の地域は細かな計画が必要だという判断があれば、作り込むということ自体は、否定するものではないと考えています。

いずれにしても、先に送るようで恐縮ですが、各地域で議論がされた結果を踏まえて、また必要な検討をしていくということで理解しております。

【新道区　船﨑会長】

今の発言で、総合計画との関連性はないとのことですが、そうなると、地域協議会でやる仕事というのは、主にソフト事業、これが中心になるような気がします。地区によって、それぞれ課題というのは全然違います。新道地区には公共施設が 1 つしかありません。そして、令和 7 年にこの 1 つの公共施設が廃止になると、じゃあ人が集まるのはどこになるのかという問題が生じ、今、一番大きな課題になっていますが、第 7 次総合計画に入っていないため、それについて話をすることはできない。そうなりますと、ソフト事業で、限られた予算の範囲内でできることは何かというような考え方で、今、新道地区が地域活性化委員会というのを立ち上げて検討していますが、やれることは、そんなに多くはないし、予算的も限られている中で、地域協議会はどのようなことを考えるのか。先ほども言いましたように、二十数年前に地方活性ということで、独自地域でもって

考えなさいということだけれども考えることはあまりない。行政の言いなりというか、行政がやることをそのまま淘汰してやっていくというようなことしか考えられない。いいアイデアが出て、行政に提示しても、それは、財源がないので無理だと、そういう話も出てきます。

地域協議会をどのように捉えたらいいのか、迷っています。ましてや、私はこれで今4期目ですけれど、市長が変わると、ガラッと内容が変わってくる。今年また市長選があって、市長がもし変わったら、また地域独自の予算事業がどうなるのか分からない。地域協議会は条例で決められていますから、条例を破棄するまでは続くと思うのですけれども、市長が変わったら方向転換しないように、行政の方も頑張ってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

【石井部長】

行政としては、継続性ということを重視しておりますので、我々としてはこれをベースに話を進めていきたいと思っております。

【柿崎区　吉井会長】

皆さんから様々な意見が出ましたが、やはり時間が少ないと思います。そこで、提案ですが、15区の場合には南、北、中、それから13区の場合には頸南、頸北、東頸と参加者にありますので、少なくても6箇所ぐらいで、早急にこのような会議を企画していただけないでしょうか。そうすると、もう少し地域に密着した課題が出て、今回の内容についても深掘りができるのではないかと思いますので、ぜひ検討をお願いします。

【北諏訪区　白木会長】

私も4期目に入っておりますけれども、個人的には有識者という言葉が、一番嫌いな言葉です。主な意見書の中に、物理的に全くできない部分が、かなりあります。この方たちは、机上論で物事を書いておられます。この有識者というのはどのような構成でしょうか。お答えできる範囲でお願いします。

【佐藤課長】

まず一人目は上越教育大学の吉田教授であり、妙高の総合計画審議会の座長も務めておられ、上越地域の地元の大学ということで、地域についても造詣が深いことから、かかわっていただいております。二人目は、立命館大学の徳久教授です。時々、新潟日報に記事が載っていますけれども、本居は立命館ですので関西ですが、上越市でフィールドワークを行っており、地域協議会にフォーカスして調査・研究を進められていて、課題も含

めて良くご存じであるためお願いしました。三人目は滋賀大学の宗野教授で、以前の地域自治区制度の検証に関わっていただいた方で、滋賀ではございますけれども、当市の地域自治区制度について、制度設計の当初からよくご存知の方ということで、ご意見をお伺いしております。最後に、創造行性研究所の藤山所長です。上越市のシンクタンクである研究所で所長を務めていただいており、この 4 人の先生方から、ご教授を賜っております。

【北諏訪区　白木会長】

制度設計当初、岐阜大学の山崎教授がコーディネーターでやっておられたと記憶しています。山崎教授の書かれた本を熟読しておりますけれども、この意見書と、山崎教授の考え方が若干異なる部分があります。先生は、地域オンリーで、考えておられました。そこのところの部分は、かなり変わったところがあるので、事務局の方で整理できるようなら整理をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【石井部長】

吉井会長の方からいただきました、6 箇所程度で説明できないかという点につきましては、この場では、回答を控えさせていただきたいと思いますが、しっかりと検討させていただきます。

【白倉副課長】

ご意見、ご質問尽きないところかと思いますが、今後もご意見いただく場を設けさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上をもちまして、地域協議会会長会議を終了とさせていただきます。大変ありがとうございました。

9　問合せ先

総合政策部地域政策課自治推進係　　TEL：025-520-5672（直通）

E-mail：chi-seisaku@city.joetsu.lg.jp

１０　その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。